

志染地区
市政懇談会資料
(意見交換)

日時：令和4年11月18日

場所：志染町公民館

市政懇談会出席者一覧

| 役 職 | 氏 名 |
|--------|---------------------------------------|
| 市 長 | <small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦 |
| 副 市 長 | <small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志 |
| 副 市 長 | <small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁 |
| 教 育 長 | <small>おお きた ゆ み</small> 大 北 由 美 |
| 総合政策部長 | <small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史 |
| 総務部長 | <small>いし だ ひろし</small> 石 田 寛 |
| 市民生活部長 | <small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治 |
| 健康福祉部長 | <small>いの うえ のり こ</small> 井 上 典 子 |
| 産業振興部長 | <small>あか まつ ひろ あき</small> 赤 松 宏 朗 |
| 都市整備部長 | <small>とも さだ ひさし</small> 友 定 久 |
| 上下水道部長 | <small>にしき のぼる</small> 錦 昇 |
| 議会事務局長 | <small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之 |
| 消 防 長 | <small>はやし かず しげ</small> 林 一 成 |
| 教育総務部長 | <small>もと おか ただ あき</small> 本 岡 忠 明 |
| 教育振興部長 | <small>よこ た こう いち</small> 横 田 浩 一 |

地区からの意見・提言(意見交換)

志染地区

| | 意見・提言の内容 | 回答者 |
|---|----------------------------|----------------------------|
| 1 | 中学校の跡地利活用 | 総合政策部長 産業振興部長 都市整備部長 |
| 2 | 交通施策 | 都市整備部長 市民生活部長 教育総務部長 |
| 3 | 敬老会開催補助金の見直し | 健康福祉部長 |
| 4 | 観光推進やゴルフ場での太陽光発電などで市の魅力アップ | 都市整備部長 産業振興部長 |
| 5 | 雑草・雑木・雑竹除去による市の美化 | 教育総務部長 都市整備部長 |

市政懇談会 回答

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言等 | 1 | 中学校の跡地利活用他 (跡地利活用運営委員会・意見交流会) |
| <p>(内容)</p> <p><中学校跡地利活用として荒廃農地の解消組織設立と拠点化></p> <p>志染地区の生産者の高齢化、後継者問題などによる耕作放棄地の増加、以前その対策としての農地中間管理機構による農地集積化や「人・農地プラン」作成推進などあげられたが、進展が遅いように感じる。他市との進度さとその理由を教えてください。</p> <p>「農地の担い手探し」、どこでも同様であろうが地域の営農組合は現状手いっぱいこれ以上の担い手はいない、市のHP等で地区外や市外から農業の担い手となる人材を探すことをしてほしい。「土地」では、農地集積化だけでなく、新しく障がい者雇用を兼ね農福連携を視野に入れた展開や、荒廃農地の市による観光農園化推進による小規模利用も並行してほしい。最後に、志染中・星陽中・吉川中・別所中校区で各地区で、市の施策として農業委員を中心に営農に代わるような自主的地域組織を結成し、地区外や市外からの人材や活動の拠点として跡地で活動してほしい。</p> <p><跡地利活用の計画の明確化と推進></p> <p>本年度中に使える補助金申請を国や県にしていきたい、民間公募もしていきたい。次年度工事や準備をし、令和6年度春か秋の開設に向けのペースを守りたい。それがかなわないと、地域での開店と民間の工事とが重なると安全面で心配である。また補助金や交付金のこと明確化しないと地域でいくら捻出すべきか把握できず、さらに一歩進んで設立運用方法や事業計画にもめどが立ちにくい。また特別区域制度を使って志染中学校周辺も含めた市街化調整区域内での開発や宅地の増加にも協力してほしい。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 総合政策部 企画政策課 産業振興部 農業振興課 都市整備部 建築住宅課 | |

＜中学校跡地利活用として荒廃農地の解消組織設立と拠点化＞

農地中間管理を利用した農地の集積及び、「人・農地プラン」の作成については、地元農家の協議により進められる事業となります。

他市においては、営農の組織化等が進んでおり、各種補助事業による補助金を確保するために農地の集積や「人・農地プラン」の作成が進められています。北播磨管内の近隣市町では、策定数が少ない市町で約28%、進んでいる市町で約54%とお聞きしております。三木市においては、農会のある118集落のうち、36集落、約30%でプランが策定されている状況です。

「人・農地プラン」は、農家の皆様の話し合いにおいて策定されるものであり、これまで、地元からの発議が少なかったことと、市として、地元への働きかけが充分でなかったことが、策定率が低い原因と考えます。

しかし、令和2年度に実施した農業者アンケートにおいて、後継者がいないと回答された方が42%、あと何年農業が続けられるかの回答の平均年数が9.5年という状況が見えてきた中で、地域の農業をどのように守っていくのかを皆様に考えていかなければならない状況であることは認識しているため、市としても、今年度から、農政に関する専門的な知識を有する農業振興プランナーを配置しており、これから積極的にプランの作成を支援してまいります。

また、担い手の不足については、今後の農業の課題であり、特に若手就農者が見つからないことが問題となっています。

地区外や市外に担い手を求めるにあたり、農地の集積・集約ができることは、担い手にとって大切な条件になると考えられるため、「人・農地プラン」の策定とともに、農地中間管理事業を利用した農地集積の検討が必要になってきます。

それに、地区外からの新規就農者が地区に入り営農を行うには、水利慣行といった面など多くの問題が考えられるので、地区においても受け入れ体制を構築しておくことも必要と考えます。

次に、農業者と障がいのある方を支援する事業所との連携を促進することで、農業の新たな担い手の確保を目指し、令和4年度より農福連携事業の実証事業をおこなっているところで、実証事業の結果を基に、どのような需要があり、どのような作業が可能かを検証していきます。

貴地区におきましても農福連携により実施可能な作業がありましたら、農福連携の促進に協力をお願いします。

次に、荒廃農地の観光農園等の利用については、市が事業主体となって事業化することは考えておりません。担い手等の生産者において、事業化を検討していただき、農業の収益確保に努めていただけるようお願いします。

最後に、「人・農地プラン」は、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、策定が義務づけられましたが、必ずしも、集落ごとに策定する必要はなく、小学校区単位で作成することも可能ですので、農家の皆さんの意向に合わせて、農業委員や農地利用最適化委員の方にも協議に加わっていただき、協議を進めていければと考えています。志染地区において、これらの取りまとめ組織として、自主的地域組織を結成し、取り組まれるのであれば、市として協力してまいります。

<跡地利活用の計画の明確化と推進>

廃校利活用に係る補助金申請につきましては、地域での利活用案の事業内容及び資金計画、収支計画等を盛り込んだ事業計画書に照らし合わせながら、どのような経費に支援が必要か、どのような補助金が活用できるかなど、地域とともに検討していきたいと考えます。

そのため、8月30日に開催された志染中学校跡地利活用運営委員会において、市から運営委員会に対して事業計画書の作成を依頼したところです。

また、地域が廃校利活用を行う場合の支援について、初期の整備費用は、費用対効果を考慮した上で、国や県の補助金の活用も視野に入れながら、市としてどの範囲まで支援するのかを検討します。

なお、運営費用及び維持管理、修繕費用は、自主的な運営を促すためにも原則、市は負担しないこととしておりますので、適正かつ安定的な事業運営が将来にわたって継続できるよう、地域で十分にご協議いただきたいと考えます。

旧志染中学校は市街化調整区域に位置しており、跡地活用に当たっては学校用地からの用途変更が必要となり、県の許可を得なければなりません。

跡地活用に係る民間公募については、市が県と調整しながら公募に向けて準備をしており、用途変更の手続きや整備工事など跡地活用に係る全体の調整は、地域及び民間公募の事業者、市の3者が連携して進めていく必要がありますので、進捗情報等を共有しながら進めて参ります。

特別指定区域の指定は、市が策定した土地利用計画に基づいて、市が県に指定を申し出、県が審査し区域を指定する制度です。ただし、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、農用地区域は、原則、含めないことになっています。

ご提案の志染中学校周辺を調べました。東・西・北側はほ場整備してある農用地区域、北側は土砂災害警戒区域、南側は家屋倒壊等氾濫想定区域がありますので、志染中学校周辺を特別指定区域指定することは困難と考えます。

別の区域で、特別指定区域指定を検討したい場合は、地域の意見を踏まえご相談ください。

参考

令和4年9月時点 近隣市町「人・農地プラン」策定状況

| 市町名 | 策定予定数 (A) | 策定済数 (B) | 策定率 B/A | 実質化数 (C) | 実質化率 C/B |
|-----|-----------|----------|---------|----------|----------|
| 西脇市 | 60 | 17 | 28.3% | 17 | 100% |
| 加西市 | 121 | 52 | 43.0% | 50 | 96.2% |
| 加東市 | 79 | 43 | 54.4% | 18 | 41.9% |
| 稲美町 | 55 | 20 | 36.4% | 10 | 50.0% |
| 三木市 | 118 | 36 | 30.5% | 6 | 16.7% |

市政懇談会 回答

| | | |
|---|------------------|--------------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言 | 2-1 | 交通施策（細目・四合谷） |
| <p>（内容）</p> <p><細目・四合谷間道路拡幅拡張></p> <p>継続要望を行っている見出しの案件について、地形的問題・用地整理・混乱地・細目地域の農業ため池への協力要請等のその後の進捗状況と、交通量調査・学生通学量調査の実施の有無、無の場合はその理由をお尋ねしたい。</p> <p>過去3年ほど道路拡幅の要望をお願いしたところ、待避所等を検討いただいているようですが、現在の進捗をお聞きしたい。</p> | | |
| 回答 | （担当課）都市整備部 道路河川課 | |
| <p>当該路線については、昨年度もお答えした通り、まずは、土地の整理が必要となりますが、地図が混乱しており解消には至っておりません。</p> <p>現在、工事の協力が得られそうな部分について、待避所等の検討を行っており、現道と待避箇所を利用し、併せて路面標示等を実施することで速度抑制をすれば、一定の効果があると考えます。</p> <p>詳細な交通量調査については、事業着手の具体的な内容や時期が決まってないことから行っていませんが、交通が集中する通勤通学時間帯の午前7：30～8：30については調査を実施しました。</p> <p>北行（四合谷⇒県道）が約280台と多く、逆方向の南行（県道⇒四合谷）は約110台で、大型車（4t以上）の通行はありませんでした。</p> <p>交通量が一方向に偏っていることから、通行に極端な負荷はかかっていない状況です。</p> <p>また、通学生については、同時間帯で北行28台、南行24台ありましたが、まばらな通学で交通に特に影響がある状況ではないと考えます。</p> <p>全体的にパトロールを実施する中でも、通過交通はスムーズに流れております。</p> <p>全線の工事着手はすぐにできる状態にはありませんので、安全に通行していただくために、速度を守りながら、お互い譲り合い通</p> | | |

行させていただきますよう、よろしくお願ひします。

市政懇談会 回答

| | | |
|--|------------------|-----------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言等 | 2-2 | 交通施策（安福田） |
| <p>（内容）</p> <p><みつきいバス等の利便性向上></p> <p>・青山5丁目どまりのバスを車庫始終点にし、志染大橋・公民館前・窟屋大橋を通過させてほしい。志染地区から緑が丘駅（青山方面）や志染駅（自由が丘方面）への便が多くあれば、免許返納高齢者の優遇措置が軽減されても志染地区からの利用量が増える可能性はあるし、買い物困難の高齢者にも優しく、神鉄の利用者数増加も考えられ、志染中跡地利活用においても集客量増加につながり、市の活性化の一環になりうる。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）都市整備部 交通政策課 | |
| <p>志染地区から緑が丘方面のバス路線につきましては、窟屋自治会様をはじめとした志染地区の皆様のご理解とご協力のもと、令和3年9月に103系統「志染・三木南・三木ルート」を窟屋公民館経由から志染町公民館経由に変更をいたしました。</p> <p>ルート変更をした翌月の令和3年10月から令和4年3月までの志染地区内（伽耶院口～高男寺間）のバス停の乗降者数については、ニコパカードで通常運賃が200円より高い区間を利用されたかたのみの集計となりますが、1日あたり0.63人、1便あたり0.08人となっています。</p> <p>また、当該ルートの運行ダイヤにつきましては、運行事業者と協議の上、買い物等の利用に対応できるよう、午前中の間の行き帰り、午前と午後をまたぐ行き帰り、午後の行き帰りを想定し、緑が丘方面に午前3便・午後1便、志染方面に午前1便・午後3便を設定しております。</p> <p>現時点においては、利用者数と運行ダイヤを考慮し、他の路線の志染地区への延伸は検討していません。</p> <p>なお、買い物等の利用に係る地区としての運行希望時刻がありましたら、ご連絡ください。</p> <p>ダイヤ改正の参考とさせていただきます。</p> | | |

市政懇談会 回答

| | | |
|--|--|-----------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言 | 2-3 | 交通施策（志染中） |
| <p>(内容)</p> <p><御坂から井上・志染中への公民館北側市道の安全確保></p> <p>志染町公民館の北側の市道は3m80cm前後の幅であるのに、時速60km/h以上のスピードで走行する車も多い。小学生の通学路であり危険である。</p> <p>特に御坂大橋交差点渋滞時に抜け道として中学校跡地の東側や志染中を通り JA みらい志染支店方向に抜ける車が多数であることから、スピードが出そうなところに実験的にアンカーボルトで固定するスピードバンプ設置をしてもらいたい。</p> <p>なお、志染中地区ではこの道路で2件の衝突事故が起きているので、早急をお願いしたい。何年もこの道路のことは議題にあげているが、何の対応もないままであり、利用者の危険性を、地域の意見をないがしろにしているのでは、とまで思ってしまう。</p> | | |
| 回答 | <p>(担当課) 都市整備部 道路河川課</p> <p>市民生活部 生活環境課</p> <p>教育総務部 教育施設課</p> | |
| <p>三木市では各小中学校の通学路の危険箇所において、安全確保に向けた取組を行う三木市子どもの移動経路安全推進会議を設置しています。会議には関係機関（道路管理者・警察・生活環境課・教育委員会・学校等）が集まり、検討したうえで対策を講じることとしております。</p> <p>ご指摘の箇所についても、その会議の中で検討をおこなっており、令和2年度には、外側線の引き直しを行うとともに、学校側には注意喚起のお願いをしてきました。また、今年度は、「あけぼの認定こども園」付近の交差点を路面標示(グリーン舗装)します。</p> <p>ご提案のスピードバンプ等については、現在、「バンプ」の推奨はされておらず、「ハンプ」の検討となります。</p> <p>「ハンプ」については、速度の抑制を行ったうえで検討する施策となりますので、まず、速度の規制等について考えていく必要があります。</p> <p>速度規制につきましては、公安委員会へ要望することになりま</p> | | |

すが、まずは地元の方々の同意が必要となりますので、志染中地区、井上地区において速度規制に対する同意について理解を進めて行くことをお願いします。地区の同意が整いましたら、市より公安委員会へ要望させていただきます。

○ハンプ

- ・通過する車体を一時的に持ち上げ、不快感を与え、減速を促す

○バンプ

- ・路面にごく短い突起を設け、通過する車両に衝撃を与える

市政懇談会 回答

| | | |
|---|----------------|---------------------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言等 | 3 | 敬老会開催補助金の見直し（区長協議会） |
| <p>（内容）</p> <p>コロナ禍で地区全体での敬老会が開催できなくても、補助金の記念品をお渡しすることで敬意を表してきた。廃止となると同じように記念品を配布するためには町づくり協議会（ふれあい委員会）全体への交付金以上が必要になり、他の町づくり協議会活動が縮小及び廃止となり地域の絆がなくなる。そこで、市の意向も踏まえながら地域としては敬老事業補助金の額を減らしてでも維持してほしいという提案である。地区全体での敬老の意を尽くす会を維持したい。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）健康福祉部 福祉課 | |
| <p>区長協議会及び老人クラブの会員の皆様には、日ごろから地域の活性化にご尽力賜り、ありがとうございます。</p> <p>敬老会開催補助金については、今年3月に策定した「三木市財政健全化計画」（案）において、高齢者の外出を促進し、地域住民との交流が図られるという本来の目的に則り、廃止するという方針を示しておりました。</p> <p>しかしながら、この方針を6月の区長協議会連合会定例理事会で報告したところ、方針に賛同いただく意見、制度の継続を求める意見の双方がありましたので、市として再検討し、単に記念品を配付する自治会は除き、高齢者の外出を促進し、地域住民との交流が図られるよう敬老会を開催される自治会には、現行の補助金を継続する予定です。</p> <p>あわせて、現行制度を見直すに至った経緯や見直し内容について、区長協議会連合会定例理事会などで丁寧に説明するとともに、見直し時期を令和6年度以降とするよう考えておりますので、よろしくお願いたします</p> | | |

北播磨管内の実施状況（令和4年度）

| | 三木市 | 小野市 | 加東市 | 加西市 | 西脇市 | 多可町 |
|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------|-----------------|------------------|
| 敬老祝金 | 77、88、99、 100歳以上 | 100、105歳 | 77、88、99、 100歳 | 88、100歳 | 88、99歳 | 88、100歳、 最高齢者 |
| 敬老会補助 | 75歳以上 1,500円 | 無 | 75歳以上 700円 | 75歳以上 1,400円 | 77歳以上 1,500円 | 75歳以上 2,000円 |
| 温泉助成 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 老人クラブ 助成 [うち市単] | 206,000円 [116,000円] | 200,000円 [110,000円] | 104,600円 [14,600円] | 94,000円 [4,000円] | 90,000円 [0円] | 90,000円 [0円] |

市政懇談会 回答

| | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言等 | 4 | 観光推進やゴルフ場での太陽光発電などで市の魅力アップについて（三津田） |
| <p>（内容）</p> <p><移設された駅内観光協会前駐車場の増設></p> <p>駅とはいえ観光協会利用者は自家用車で訪問し相談される方も多いと思います。現状では2台分しかないと思います。増設の予定はあるのでしょうか。ぜひとも増やして観光力のある市になってほしい。</p> <p><ゴルフ場でのソーラーパネル設置要望></p> <p>本市の特色を生かし市はゴルフのまちを推進しようとしています。もう一步進んで市内ゴルフ場にソーラーパネルを駐車場の屋根や建物に設置してもらい、電力自給をお願いし、SGDSやゴルフなどを推進する町として発信していけば市の魅力アップになると思います。また市内ゴルフ場に三木に関する紹介や物品がほとんどなく、特産品（高級金物・土産等）も置いていただければ、ゴルフ場が三木市のサテライトショップ化になり、良いと思う。ぜひ観光パンフ・移住パンフなども多数置いていただけるよう協力依頼・協定締結してほしい。</p> | | |
| 回 答 | <p>（担当課） 都市整備部 交通政策課 産業振興部 観光振興課 産業振興部 ゴルフのまち推進課</p> | |
| <p><移設された駅内観光協会前駐車場の増設></p> <p>新たな神戸電鉄三木駅には駅前ロータリーを整備し、駅舎や三木市観光協会の利用者のために、兵庫ゆずりあい駐車場（1台）を含め、3台分の駐車スペースを設置しております。</p> <p>駐車場の増設については、駅前ロータリーの限られたスペースの中、これ以上の増設は困難であると考えております。</p> <p>また、三木市観光協会は観光客が観光の情報を得るために一時的に来訪される場であり、そのため駐車スペースは3台で確保できていると考えます。</p> | | |

<ゴルフ場でのソーラーパネル設置要望>

ソーラーパネルについては、既に各ゴルフ場において検討され、設置の可否を決定し実施されています。

特産品の販売代行や観光情報誌の設置については、市観光協会が各ゴルフ場に依頼され、半数近くのゴルフ場に協力いただいています。

いずれも、ゴルフ場側の判断となるため、全てのゴルフ場で協力いただいている状況ではありませんが、今後も引き続きゴルフ場と連携しながら「ゴルフのまち三木」のPRに努めます。

市政懇談会 回答

| | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 地区名 | 志染地区 | |
| 意見・提言等 | 5 | 雑草・雑木・雑竹除去による市の美化推進 (志染中・高男寺) |
| <p>(内容)</p> <p>< 中学校跡地周辺の雑草と雑木 ></p> <p>中学校周辺水路は以前は中学校が管理していたが、その後、昨年度は市の職員が草刈りをしてくれたが、今は雑草や雑木が伸びて周辺道路まで出ているものもあるので、単年度でなく毎年の定期的対応を求めたい。</p> <p>< 御坂大橋から安福田地区にかけての河原の雑竹密集 ></p> <p>農道地下を通り農地まで竹が生えているので伐採してほしい。日光が遮断気味になり、農地が乾かず作物に影響が出ている。また鳥類の住処になり衛生環境上問題があるのではないか。</p> <p>< 志染バイパス高男寺側街路樹の剪定 ></p> <p>県道38号線の高男寺側出入口で、街路樹が伸び視界をふさぎ、出入りの障害になっている。街路樹の剪定を定期的に2回は行うように県にお願いしてほしい。自分たちで切ってもよいなら切ってしまいたい、回答を願う。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 教育総務部 教育施設課 都市整備部 道路河川課 | |
| <p>< 中学校跡地周辺の雑草と雑木 ></p> <p>旧志染中学校については、これまで学校の職員だけではなく地域の皆さまにご協力をいただきながら、敷地の草刈りや木の剪定及び隣接する水路の一部についても草刈りを実施してまいりました。閉校後の現在は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として施設を使用しており、水路の一部を含めて草刈りを年に2回実施することとしています。今年度については、残り1回の草刈りを予定しています。</p> <p>しかし、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場の施設利用が終了した後は、市として施設の利用がないことから、学校敷地内を草刈りの範囲としている他の閉校施設と同様に、隣接する水</p> | | |

路を含めた草刈り範囲を見直し、学校敷地の境界までを草刈り範囲として実施します。

また、学校敷地から隣接の道路に出ている木の枝については、道路の通行に支障がないよう伐採する予定としています。

<御坂大橋から安福田地区にかけての河原の雑竹密集>

御坂大橋から安福田地区にかけてとは、藤木橋から下流の長早橋までの志染川の右岸の農道沿いの竹やぶのこととお聞きしています。

志染川沿いの農道の現状を確認させていただきました。道路の河川側の法面についてもよく管理されていましたが、それでも竹の根が農地まで伸びてきている状況と思われます。

志染川は自然の河川であり、竹は古来より自生していたものです。川の流れを阻害しているものについては河川管理者である兵庫県加東土木事務所により伐竹等が行われますが、営農に支障が生じる部分については関係農家により対応をお願いします。

兵庫県加東土木事務所には、現状は伐竹の対象外となっている環境整備や営農の観点からも伐竹ができないか検討を依頼します。

また、地元関係者において、河川内の伐竹にご協力いただける場合は、県が作業に必要な用具や資材を提供する「ひょうごアドプト」制度がございます。詳しくは市または兵庫県加東土木事務所までお問合せいただくようお願いします。

<志染バイパス高男寺側街路樹の剪定>

「街路樹については年1回の剪定を基本としていますが、交差点等において視界を遮り、交通安全上支障があると判断されるものについては、ご連絡をいただきましたら、現地を確認の上、対応します。」との回答を道路管理者である兵庫県加東土木事務所から頂いております。市としましても、視距の悪い交差点については対策が必要と考えており、視距確保のための伐木も含めた検討をお願いしてまいります。

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.